

第十七条の四十一中「本庁資源エネルギー課」を「本庁工業振興課」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員に関する第十条の五の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第二条の三」に改める。

第二条第二項中「二十五年以上勤続した者の退職に係る部分並びに二十年」を「十一年」に改める。

第二条の二第二項中「から第五条まで」を「及び第六条の五」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二章中第三条の前に次の一条を加える。

(一般の退職手当)

第二条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第三条の見出しを「(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第一項中「第五条第一項若しくは第二項」を「第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上二十四年」を「二十一年以上二十年」に、「百分の百二十」を「百分の百六十」に改め、同項に次の三号を加える。

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第三条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「五年」を「十年」に改め、同項第二号中「六年以上十年」を「十一年以上十五年」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十一年」を「十六年」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第四条の見出しを「(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第一項中「二十五年以上勤続して退職した者(次条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)(二十年」を「十一年」に改め、「又は」の下に「二十五年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「(以下「退職日給料月額」という。)(」を加え、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上二十四年」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改め、同項第

四号を削り、同条第二項中「二十年」を「十一年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第五条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「受けて退職した者」の下に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第二号中「二十年」を「二十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「二十六年以上三十四年」に改め、同項第四号中「三十一年」を「三十五年」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第一項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第一項の規定に該当する」を「第五条第一項に規定する」に改め、「終えて退職した者」の下に「及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの」を加え、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする」を「同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額

<p>第五条の二第一項第二号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>第五条の二第一項第二号ロ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に

対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第七条第五項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

三 第七条第五項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

四 第七条第五項第二号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

五 第七条第五項第三号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

六 第七条第五項第四号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

七 第七条第五項第五号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

八 第七条第五項第六号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

九 第七条第五項第七号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

十 第七条第六項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

十一 第七条の四第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十二 第七条の四第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十三 第七条の四第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十四 第七条の四第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十五 第七条の四第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十六 第七条の四第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十七 第七条の四第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員

としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十八 第七条の四第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

十九 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則で定める在職期間

第六条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第五条の二」を「第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額

第六條の二第一号	これらの	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の
	第五條の二第一項の	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項の
第六條の二第一号	同項第二号口	第五條の三の規定により読み替えて適用する同項第二号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第六條の二第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められている その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に 相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	特定減額前給料月額 及び退職日給料月額	特定減額前給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められている その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に 相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第六條の二第一号	第五條の二第一項第二号口	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項第二号口
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められている その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相 当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第五條の三の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第六條の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五條の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初

日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七條の規定による休職（職員を地方住宅供給公社）昭

和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)(又は国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。)(第六条に規定する法人その他人事委員会規則で定める法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)(に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする)と定めている地方公社又はその法人に限る。以下「休職指定法人」という。)(の業務に従事させるための休職を除く。)(、地方公務員法第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)(、同法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日があつた月を除く。以下「休職月等」という。)(のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)(ことに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)(のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

一 第一号区分 七万九千二百円

二 第二号区分 六万二千五百円

三 第三号区分 五万四千五百円

四 第四号区分 五万円

五 第五号区分 四万五千八百五十円

六 第六号区分 四万七千七百円

七 第七号区分 三万三千三百五十円

八 第八号区分 二万五千円

九 第九号区分 二万八百五十円

十 第十号区分 一万六千七百円

十一 第十一号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

第七条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

第七条第七項中「第四条」を「第四条第一項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第八項中「第五条第三項又は第十条の規定による」を「前条又は第十条の規定により」に改め、同条第九項中「規定による」を「規定により」に改める。

第八条第一項中「支給しない」を「支給しない」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの

二 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で人事委員会規則で定めるもの

第十二条第三項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十二条の三第一項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第十二条の二第一項及び第五項並びに第十二条の三第一項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第十二項中「第三条から第五条の二まで、第六条」を「第一条の三から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで」に改め、同項第一号中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第二十項中「第三条から第五条まで」を「第一条の三及び第六条の五」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第三十一項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則第三十二項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第三十三項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第三十七項中「及び第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数

(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする」を、「第五条第一項、第五条の二第一項、第六条及び第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同項に次の表を加える。

<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>という。</p>	<p>という。()に百分の百十を乗じて得た額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>退職日給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の二第一項第一号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の二第一項第二号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>退職日給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、</p>

<p>第五条の二第一項第二号ロ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>第六条</p>	<p>第三条から第五条まで 退職日給料月額</p>	<p>附則第三十七項の規定により読み替えて適用する第四条及び第五条 退職日給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二</p>	<p>第五条の二第一項の 同項第二号ロ 同項の</p>	<p>附則第三十七項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の 附則第三十七項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号ロ 附則第三十七項の規定により読み替えて適用する同条第一項の</p>
<p>第六条の二第一号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第二号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>

	<p>当該割合</p>	<p>当該附則第三十七項の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合</p>
<p>第五条の二第一項第二号ロ 及び退職日給料月額</p>		<p>附則第三十七項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号ロ 並びに退職日給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>

附則第三十八項中「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則に次の一項を加える。

39 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額並びに同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）（以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）（第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十一項から第三十三項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年十二月青森県条例第六十五号。以下この項及び附則第四項において「条例第六十五号」という。）（附則第六項、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月青森県条例第二十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第二十二号」という。）（附則第五項から第八項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年十月青森県条例第六十四号。以下この項及び附則第四項において「条例第六十四号」という。）（附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第三十一項から第三十三項まで及び第三十七項、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第六十五号附則第六項、附則第十項の規定による改正後の条例第三十二号附則第五項から第八項まで並びに附則第十一項の規定による改正後の条例第六十四号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）（よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第七条第五項及び第六項並びに第七条の四第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第十九号までの規定に規定する期間が新条例第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取

り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

4 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第五条の二まで、第六条並びに附則第三十一項から第三十三項まで及び第三十七項、附則第九項の規定による改正前の条例第六十五号附則第六項、附則第十項の規定による改正前の条例第三十二号附則第五項から第八項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の条例第六十四号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が十万円を超える場合には、十万円）

イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

二 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が百万円を超える場合には、百万円）

イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が五十万円を超える場合には、五十万円）

イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第三項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第五条の二の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成十八年四月一日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職期間（	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間（	
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間	

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年十二月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改め、同項第三号中「第六条の規定に該当する」を「第六条又は第六条の二の規定に該当する」に、「第六条の規定により」を「第二条の三、第三条、第五条から第五条の三まで及び第六条から第六条の四までの規定により」に改める。

10 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則第六項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第四条及び」を「第三条第一項及び第五条の二並びに」に改める。

附則第七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条及び第五条の二並びに」を「第五条から第五条の三まで及び」に改める。

附則第八項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第十四項中「第三条から第五条まで」を「第二条の三及び第六条の五」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

11 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年十月青森県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第四条」を「第三条第一項」に、「同条の」を「同項の」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

12 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項及び第七条第四項」に、「同項」を「同条例第六条の四第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 育児休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月

数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

13 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

- 2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

14 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 派遣職員に関する退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第十七条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改める。

青森県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県行政手続条例の一部を改正する条例

青森県行政手続条例（平成七年七月青森県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「により」の下に「地域県民局又は」を加え、「県税事務所長」を「県税事務所長等」に改める。

第三条中「県税事務所長」を「県税事務所長等」に改める。

第三条の二第一項中「県税事務所長」を「県税事務所長等」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「青森県行政機関設置条例」を「青森県行政機関等設置条例」に改め、「第一条第二項」の下に「及び第三条第二項」を加える。

第六条第一項中「本条」を「この条」に改め、「処理させるため」の下に「地域県民局又は」を加える。

第十三条中「県税事務所長」を「県税事務所長等」に改める。

第三十四条中「当該」の下に「地域県民局又は」を加える。

第五百十一条の二第二項第三号口中「(同法第三十二条第一項の規定による通院医療の費用の負担に係る番号が記載されているものに限る。)(」を削り、「受けている者」の下に「で障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第三号に規定する精神通院医療を受けている者として規則で定めるもの」を、「定める」の下に「精神障害の状態にある」を加える。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例第五百十一条の二第一項の規定は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 改正後の青森県県税条例第九十三条の十三第一項の規定は、平成十八年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

青森県浄化槽保守点検業者登録条例及び青森県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県浄化槽保守点検業者登録条例及び青森県証紙条例の一部を改正する条例

(青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第一条 青森県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十一年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(青森県証紙条例の一部改正)

第二条 青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第二号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例

青森県民福祉プラザ条例(平成十年三月青森県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中

多目的室1	四百四十円	八百八十円
-------	-------	-------

を

多目的室3C	百三十円	二百六十円
多目的室3B	百八十五円	三百七十円
多目的室3A	二百七十五円	五百五十円
多目的室2B	百八十円	三百六十円
多目的室2A	四百四十円	八百八十円

に、「多目

的室2」を「多目的室4A」に、「多目的室3」を「多目的室4B」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県知的障害児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県条例第十六号

青森県知的障害児施設条例の一部を改正する条例

青森県知的障害児施設条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「必要な保護を行う」を「入浴、排せつ、食事の介護等の便宜を供与する」に改める。

青森県知事 三村 申吾

第四条第一項を次のように改める。

学園において障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項に規定する短期入所を受けた者は、同法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納入しなければならない。
別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた改正前の青森県知的障害児施設条例第四条第一項の児童短期入所及び知的障害者短期入所に係る同項に規定する使用料については、なお従前の例による。

青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県知的障害者総合福祉センター条例（昭和五十二年十二月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条第四項に規定する知的障害者短期入所、同法」を削り、「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第四項に規定する児童短期入所」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項に規定する短期入所」に改める。

別表中知的障害者短期入所料の項を削り、児童短期入所料の項を次のように改める。

短期入所料

障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた改正前の青森県知的障害者総合福祉センター条例第三条第一項の知的障害者短期入所及び児童短期入所に係る同項に規定する使用料については、なお従前の例による。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第七号中「第二十七条第二項」を「第七条第六項」に、

「国立療養所」を「独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改め、同項第十号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改め、同項第十一号中「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第六号の改正規定及び同項第七号の改正規定（「第二十七条第二項」を「第七条第六項」に改める部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「額、」の下に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による医療の給付として行われる診療にあつては心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年八月二日厚生労働省告示第三百六十五号）により算定した額、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例（平成十七年七月青森県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号口中「第六条の二第八項に規定する児童デイサービス事業、同条第九項に規定する児童短期入所事業又は同条第十二項」を「第六条の二第三項」に改め、同号八中「第四条の二第七項に規定する身体障害者デイサービス事業又は同条第八項に規定する身体障害者短期入所事業を行う事業所及び同法」を削り、同号二中「及び同法第五十条の三の二第三項に規定する精神障害者短期入所事業又は同条第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う事業所」を削り、同号ト中「第四条第八項に規定する知的障害者デイサービス事業、同条第九項に規定する知的障害者短期入所事業又は同条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業を行う事業所及び同法」を削り、同号チ中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同号又中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改め、同号ル中「又」を「ル」に改め、同号中ルをヲとし、又の次に次のように加える。

ル 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う事業所

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県条例第二十一号

青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

「第三章 特定動物の飼養又は保管に関する措置（第九条 第十八条）

第四章 犬による危害の防止に関する措置（第十九条 第二十三条）

目次中 第五章 勧告及び命令（第二十四条）

を

第六章 雑則（第二十五条 第二十九条）

第七章 罰則（第三十条 第三十四条）

「

「第三章 犬による危害の防止に関する措置（第九条 第十三条）

第四章 勧告及び命令（第十四条）

に改める。

第五章 雑則（第十五条 第十八条）

第六章 罰則（第十九条 第二十一条）

「

第二条第四号を削る。

第七条第一項中「第九条第一項」を「以下「法」という。」第十二条第一項第四号」に改める。

第三章を削る。

第四章中第十九条を第九条とし、第二十条を第十条とする。

第二十一条第一項中「第十九条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とし、第二十二条を第十二条とする。

第二十三条中「第二十一条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第四章を第三章とする。

第二十四条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「加えた動物」の下に「（法第二十六条第一項に規定する特定動物を除く。）」を加え、同項を同条第二項とし、第五章中同条を第十四条とする。

第五章を第四章とする。

第六章中第二十五条を第十五条とする。

第二十六条中「動物の愛護及び管理に関する法律第十三条第一項」を「法第二十四条第一項及び第三十三条第一項」に、「及び前条第一項」を「並びに前条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第二十七条第一項、第二項及び第四項を削り、同条第三項中「第二十一条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項を同条とし、同条を第十七条とする。

第二十八条を削り、第二十九条を第十八条とする。

第六章を第五章とする。

第三十条及び第三十一条を削る。

第三十二条第一号を削り、同条第二号中「第十九条」を「第九条」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十四条第五項」を「第十四条第二項」に改め、「（特定動物に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第二号とし、第七章中同条を第十九条とする。

第三十三条第一号中「第十一条、第十八条又は第二十条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二号中「第二十五条第一項」を「第十五条第一

項」に改め、同条を第二十条とする。

第三十四条中「第三十条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第二十一条とする。

第七章を第六章とする。

附 則

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県介護老人保健施設開設許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県介護老人保健施設開設許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県介護老人保健施設開設許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県介護老人保健施設開設許可申請手数料等の徴収等に関する条例

第一条中「の申請手数料の徴収」を「並びに法第百十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査及び同条第三項の規定による介護サービス情報の公表に関する事務に係る手数料の徴収等」に改める。

第一条に次の二号を加える。

三 法第百十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査を受けようとする者 介護サービス情報調査手数料 四万四千円

四 法第百十五条の二十九第三項の規定による介護サービス情報の公表を受けようとする者 介護サービス情報公表手数料 一万五千元

第三条中「の納入」を「（介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料を除く。）」に、「しなければ」を「納入し、介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料は、県の収入となる額については青森県収入証紙をもって納入し、指定調査機関又は指定情報公表センターの収入となる額についてはそれぞれ当該指定調査機関又は指定情報公表センターの定めるところにより納入しなければ」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（指定調査機関に調査事務を行わせた場合の介護サービス情報調査手数料の納入等）

第三条 法第百十五条の三十第一項の規定により知事が介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせることとした者（法第百十五条の三十六第一項の規定により知事が情報公表事務を行わせることとした者（以下「指定情報公表センター」という。）が指定した者を含む。以下「指定調査機関」という。）が行う介護サービス情報の調査を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、介護サービス情報調査手数料を指定調査機関に納入しなければならない。

2 指定情報公表センターが行う介護サービス情報の公表を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、介護サービス情報公表手数料を指定情報公表センターに納入しなければならない。

3 第一項の規定により指定調査機関に納入された介護サービス情報調査手数料及び前項の規定により指定情報公表センターに納入された介護サービス情報公表手数料は、それぞれ当該指定調査機関又は指定情報公表センターの収入とする。

本則に次の一条を加える。

(手数料の不還付)

第五条 既に納入した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「育成医療給付費用、」を削る。

第二条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「育成医療納入金、第三条第三項の規定により徴収する徴収金」を削り、「第五条第三項」を「第四条第三項」に改め、同条を第六条

とす。

第八条中「育成医療給付費用」を削り、同条を第七条とする。

第二条 青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第八項」を「第七項」に改める。

第二条第二項第二号中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改める。

第三条第一項中「第二十一条の九第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前の期間に係る育成医療給付費用については、なお従前の例による。

青森県養育医療費用徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県養育医療費用徴収条例の一部を改正する条例

青森県養育医療費用徴収条例（平成十二年三月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五」を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県身体障害者福祉センター条例（昭和四十八年十月青森県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十七条第二項」を「第二十八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県視聴覚障害者情報提供施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県視聴覚障害者情報提供施設条例の一部を改正する条例

青森県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和四十四年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十七条第二項」を「第二十八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部を改正する条例

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県医療療育センター条例

第一条第一項中「肢体不自由児・重症心身障害児施設」を「医療療育センター」に改め、同条第二項中「肢体不自由児・重症心身障害児施設」を「医療療育センター」に改め、同項の表中「青森県立あすなる学園」を「青森県立あすなる医療療育センター」に、「青森県立はまなす学園」を「青森県立はまなす医療療育センター」に改め、同表に次のように加える。

第二条中「肢体不自由児・重症心身障害児施設」を「青森県立あすなろ医療療育センター及び青森県立はまなす医療療育センター」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 障害者等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第一条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）を短期間入所させて入浴、排せつ、食事の介護等の便宜を供与すること。

第二条に次の一号を加える。

四 その他障害者等の医療及び保健指導に関し必要な業務

第二条に次の一項を加える。

2 青森県立さわらび医療療育センターは、前項第一号から第四号までに掲げる業務を行う。

第三条第一項中「肢体不自由児・重症心身障害児施設」を「医療療育センター」に、「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 医療療育センターにおいて障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所を受けた者は、同法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の短期入所料を納入しなければならない。

第四条中「肢体不自由児・重症心身障害児施設」を「医療療育センター」に改める。

別表第二を削る。

別表第一中補装具料の項を削り、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(青森県肢体不自由児施設条例の廃止)

2 青森県肢体不自由児施設条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十二号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に青森県立さわらび園において受けた診療並びに前項の規定による廃止前の青森県肢体不自由児施設条例第三条第二項の児童短期入所、身体障害者短期入所及び知的障害者短期入所に係る同条第一項及び第二項に規定する使用料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に青森県立あすなろ学園及び青森県立はまなす学園において受けた診療並びに改正前の青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例第三条第二項の児童短期入所、身体障害者短期入所及び知的障害者短期入所に係る同条第一項及び第二項に規定する使用料については、なお従前の例による。

(青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)

5 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)の一部を次のように改正する。
別表第十一号を次のように改める。

十一 青森県立はまなす医療療育センター

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県立精神保健福祉センター条例（平成六年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第三十二条第三項及び」を削り、「決定」の下に「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十二条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）」を加え、同条中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、市町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

十一 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中

一万円	九千四百円	一万円	九千四百円
-----	-------	-----	-------

を

一万円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、九千五百円）	九千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八千九百円）	一万円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、九千五百円）	九千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八千九百円）
---	---------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------

に改め、同表第十号

中「八千五百円」の下に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八千円）」を、「六千七百円」の下に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、六千二百円）」を加え、同表第十四号中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の下に「圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加える。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県条例第三十号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号中「二万三千元」の下に「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、二万二千五百円）」を加える。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県通訳案内業免許手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県通訳案内業免許手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県通訳案内業免許手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県通訳案内士登録申請手数料等徴収条例

第一条中「通訳案内業法」を「通訳案内士法」に、「第三条」を「第二十条第一項」に、「通訳案内業の免許並びに法第九条の規定による通訳案内業の免許証の再交付及び書換え」を「通訳案内士の登録、法第二十三条第二項の規定による通訳案内士登録証の訂正及び法第二十四条の規定による通訳案内士登録証の再交付」に改める。

第二条各号を次のように改める。

- | | | | |
|---|-------------------------------------|----------------|------|
| 一 | 法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けようとする者 | 通訳案内士登録申請手数料 | 五千百円 |
| 二 | 法第二十三条第二項の規定による通訳案内士登録証の訂正を受けようとする者 | 通訳案内士登録証訂正手数料 | 四千元 |
| 三 | 法第二十四条の規定による通訳案内士登録証の再交付を受けようとする者 | 通訳案内士登録証再交付手数料 | 四千元 |

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表国営十三湖土地改良事業の項の次に次のように加える。

国営小田川二期土地改良事業

県が負担する負担金の額の四分の一に相当する額

第五条第一項中「国営浅瀬石川土地改良事業」を削り、「国営十三湖土地改良事業」の下に「国営小田川二期土地改良事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県青森港国直轄港湾工事負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県青森港国直轄港湾工事負担金徴収条例の一部を改正する条例

青森県青森港国直轄港湾工事負担金徴収条例（昭和四十二年十二月青森県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県国直轄港湾工事負担金徴収条例

第一条中「青森港」の下に「及び八戸港」を加え、「国直轄工事」を「国直轄港湾工事」に改める。

第一条を次のように改める。

(負担金の徴収)

第二条 県は、国直轄港湾工事に要する費用の一部を負担するときは、次の各号に掲げる市からそれぞれ当該各号に定める額の負担金を徴収する。

一 青森市 青森港に係る国直轄港湾工事に要する費用の額の百分の十に相当する額

二 八戸市 八戸港に係る国直轄港湾工事に要する費用の額の百分の十に相当する額

第三条を削る。

第四条第一項中「第二条」を「前条」に、「国直轄工事」を「国直轄港湾工事」に改め、同条第二項中「国直轄工事」を「国直轄港湾工事」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十四号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号を次のように改める。

四 小型船舶 用浮棧橋	八戸港	船舶の長さ一メートルにつき	月額	千四百七十円
	子の口港	船舶の長さ一メートルにつき	月額	六百七十二円

別表第一第十号中

大湊港	船舶の長さ一メートルにつき	月額	千三百三元	を
-----	---------------	----	-------	---

八戸港	船舶の長さ一メートルにつき	月額	千三百五十四円	に改め、同表の
大湊港	船舶の長さ一メートルにつき	月額	千三百三元	

備考の第十四号中「使用するヨット」の下に「八戸港の小型船舶用浮棧橋を使用する船舶」を加える。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号3中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

別表第二中「六百円」を「千円を超えない範囲内で知事が定める額」に改める。

附則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第一第一号3の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森空港条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る指定駐車場の利用について適用し、同日前の入場に係る指定駐車場の利用については、なお従前の例による。

青森県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十六号

青森県景観条例の一部を改正する条例

青森県景観条例（平成八年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第五条」に、「県の景観形成」を「良好な景観の形成の促進」に、「（第八条）」を「（第六条・第七条）」に、

「第二節 景観形成基本方針（第九条）」

第三節 景観形成重点地域に係る景観形成（第十条 第十六条）

第四節 景観形成重点地域以外の地域に係る景観形成（第十七条 第二十一条）

を

第五節 届出対象外物件に係る要請（第二十二条）

第六節 公共事業等に係る景観形成（第二十三条・第二十四条）

第七節 援助及び啓発（第二十五条 第二十八条）

「第二節 景観計画区域に係る良好な景観の形成（第八条 第十六条）

第三節 公共事業等に係る良好な景観の形成（第十七条・第十八条） に、「（第二十九条・第三十条）」を「（第二十三条・第二十四条）」に改

第四節 援助及び啓発（第十九条 第二十二条）

める。

第一条中「景観形成に」を「良好な景観の形成に」に、「景観形成を図るための特定の行為についての指導」を「景観法（平成十六年法律第百十号）

以下「法」という。）の規定に基づき良好な景観の形成のための行為の制限に関し必要な事項を定め、」に、「優れた」を「良好な」に改める。

第一条を削る。

第三条中「県は」の下に「、法第二条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり」を加え、「景観形成」を「良好な景観の形成の促進」に改め、同条を第二条とする。

第四条を削る。

第五条中「県民は、」の下に「基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、及び」を加え、「努めるとともに」を「努め」に、「景観形成に関する活動に参加し、及び」を「良好な景観の形成に関する活動に参加する等良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとと

もに、「に」、「景観形成に関する施策に協力するよう努め」を「良好な景観の形成の促進に関する施策に協力し」に改め、同条を第三条とする。

第六条中「事業者は」の下に、「基本理念にのっとり」を加え、「景観形成の」を「良好な景観の形成の」に、「景観形成に」を「良好な景観の形成の促進に」に、「協力するよう努め」を「協力し」に改め、同条を第四条とする。

第七条第一項中「景観形成」を「良好な景観の形成」に改め、同条を第五条とする。

「第二章 県の景観形成に関する施策」を「第二章 良好な景観の形成の促進に関する施策」に改める。

第八条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第一号中「建築物等」を「建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)」に、「移転若しくは撤去」を「若しくは移転」に、「変更」を「変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 規則で定める工作物(建築物を除く。以下同じ。)でその高さ又は面積が規則で定める規模を超えるものの新設、増築(増築後の高さ又は面積が規則で定める規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が規則で定める規模を超えることとなるものを含む。)、若しくは移転又は規則で定める規模を超える外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

第八条第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「区画形質の変更」を「形質の変更(開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 屋外における土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源その他の物件の堆積たでその高さ又はその用に供される土地の面積が規則で定める規模を超えるもの

第八条第二項第三号中「鉱物の掘採又は土石の採取」を「土石の採取又は鉱物の掘採」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加え

る。

三 開発行為（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、当該開発行為に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの又は当該開発行為に伴い生ずる法面の高さが規則で定める規模を超えるもの

第八条第二項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、前項第四号から第七号までに掲げる行為とする。

第二章第一節中第八条を第六条とする。

「第二節 景観形成基本方針」を削る。

第九条第一項中「景観形成に」を「良好な景観の形成に」に改め、同条第二項第一号中「景観形成」を「良好な景観の形成」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「景観形成」を「良好な景観の形成」に改め、同号を同項第二号とし、同条を第七条とする。

第二章第三節を削る。

第十七条を削る。

第十八条中「景観形成重点地域以外の地域」を「景観計画区域（法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）内」に、「大規模行為景観形成基準」を「法第八条第二項第三号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として景観計画に定められた大規模行為に係る同条第三項第二号に規定する基準として必要な制限（以下「大規模行為景観形成基準」という。）」に改め、第二章第四節中同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（景観計画の策定手続）

第八条 知事は、景観計画（法第八条第一項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、法第九条第一項から第五項までの規

定によるほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

第十九条第一項中「景観形成重点地域以外の地域」を「景観計画区域内」に、「当該」を「法第十六条第一項の規定により、当該」に、「施行方法」を「場所、設計又は施行方法」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「うち」を「うち、」に、「当該」を「法第十六条第二項の規定により、当該」に、「内容」を「旨」に改め、「指導又は」を削り、同条第三項を削り、同条を第十条とする。

第二十条の見出し中「指導」を「勧告」に改め、同条第一項中「大規模行為届が」を「前条の規定による届出（以下「大規模行為届」という。）が」に改め、「ときは」の下に、「法第十六条第三項の規定により」を、「により、」の下に「当該大規模行為に関し設計の変更その他の」を加え、「講ずるよう指導する」を「とるよう勧告する」に改め、同条第二項中「指導」を「勧告」に改め、「起算して」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、良好な景観の形成を図る上で著しい支障があると認めるときは、書面により、当該勧告に従うよう告知することができる。

第二十条に次の四項を加える。

4 前項の規定による告知は、大規模行為届があった日から五十日以内になければならない。

5 知事は、第三項の規定による告知をしようとするときは、あらかじめ、その者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

6 知事は、第三項の規定による告知をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、前項の意見又は意見書の内容を審議会に報告しなければならない。

7 知事は、第三項の規定による告知を受けた者が当該告知に従わないときは、その旨及び当該告知の内容を公表することができる。

第二十条を第十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(国、地方公共団体等の特例)

第十二条 国の機関、地方公共団体又は規則で定める公共団体若しくは公共的団体（以下この条において「国の機関等」という。）が行う行為については、第十条第一項の規定にかかわらず、同項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、景観計画区域内において大規模行為をしようとするときは、当該大規模行為に着手する日の五十日前までに、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項後段の規定による通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関等に対し、大規模行為景観形成基準に適合するようとするべき措置について協議を求めることができる。

(適用除外)

第十三条 法第十六条第七項各号に掲げる行為については、前三条の規定は、適用しない。

2 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる行為で、大規模行為に該当しないもの
- 二 通常管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの
- 三 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、規則で定めるもの
- 四 その他規則で定める行為

(特定届出対象行為)

第十四条 法第十七条第一項の条例で定める行為は、第六条第一項第一号又は第二号に掲げる行為とする。

第二十一条第一項中「知事は、」の下に「大規模行為届をすべき者が」を加え、「着手した者（以下「無届大規模行為者」という。）」を「着手し

たときは、その者」に、「施行方法」を「場所、設計又は施行方法」に改め、同条第二項中「無届大規模行為者に係る」を「無届大規模行為者（大規模行為届をしないで大規模行為に着手した者をいう。以下同じ。）に係る」に、「景観形成を」を「良好な景観の形成を」に、「講ずる」を「とる」に改め、同条第三項中「第十五条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同条を第十五条とする。

「第四節 景観形成重点地域以外の地域に係る景観形成」を「第二節 景観計画区域に係る良好な景観の形成」に改める。

「第五節 届出対象外物件に係る要請」を削る。

第二十二条中「景観形成を」を「良好な景観の形成を」に、「建築物等、木竹の伐採跡地、屋外に集積され、又は貯蔵された物」を「建築物、工作物、土石の採取跡地、屋外に堆積された物件」に改め、「特定行為届をすべき特定行為又は」及び「景観形成重点地域に存する物件にあつては特定行為景観形成基準に、景観形成重点地域以外の地域に存する物件にあつては」を削り、「講ずる」を「とる」に改め、同条を第十六条とする。

第二十三条第一項中「景観形成の」を「良好な景観の形成の」に改め、同条第二項各号中「景観形成」を「良好な景観の形成」に改め、第二章第六節中同条を第十七条とする。

第二十四条第二項中「国」を「国の機関」に改め、同条を第十八条とする。

「第六節 公共事業等に係る景観形成」を「第三節 公共事業等に係る良好な景観の形成」に改める。

第二十五条中「景観形成」を「良好な景観の形成」に改め、第二章第七節中同条を第十九条とする。

第二十六条中「景観形成」を「良好な景観の形成」に改め、同条を第二十条とし、第二十七条を第二十一条とする。

第二十八条中「景観形成」を「良好な景観の形成」に改め、同条を第二十二条とする。

第二章第七節を同章第四節とする。

第二十九条第一項中「景観形成」を「良好な景観の形成」に、「前章第三節又は第四節」を「第九条及び第十五条」に改め、同項に後段として次の

よつに加える。

この場合における第十三条第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる行為」とあるのは、「次に掲げる行為及び市町村条例適用地域において行う行為」とする。

第三章中第二十九条を第二十三条とし、第三十条を第二十四条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県景観条例（以下「改正後の条例」という。）（第九条から第十二条まで及び第十四条から第十六条までの規定は、平成十八年七月一日（以下「適用日」という。）以後に着手する行為について適用し、適用日前に着手する行為又は着手した行為については、なお従前の例による。）
- 3 適用日前に着手する行為又は着手した行為に係る改正後の条例第十三条第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる行為」とあるのは、「次に掲げる行為及び平成十八年七月一日前に着手する行為又は着手した行為」とする。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十七号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号アの表の備考の2を次のように改める。

2 野球場の照明設備又はスコアボードを使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

スコアボード	照明設備		区分	備考
	全部表示	半灯		
得点・判定表示	全部表示	半灯	全灯	区分
千円	二千円	三千八百円	七千六百円	体育・スポーツに使用する場合 営利を目的としないとき一時間につき
四千元		四万五千六百円		営利を目的とするとき一時間につき
二千円	四千元	七千六百円	一万五千二百円	体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的としないとき一時間につき
四千元		四万五千六百円		営利を目的とするとき一時間につき

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 広告物等の制限（第三条 第二十六条）

第三章 屋外広告業（第二十七条 第四十一条）

第四章 雑則（第四十二条 第四十五条）

第五章 罰則（第四十六条 第五十一条）

附則

第一章 総則

第一条中「屋外広告物に」を「屋外広告物及び屋外広告業に」に改める。

第二条第二項中「物件」の下に「（以下「掲出物件」という。）」を加える。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 広告物等の制限

第三条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第四条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第五条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第五号中「消火せん」を「消火栓」に改め、同条第六号中「電話ボックス」を「電

話ボックス」に改める。

第六条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第六号中「前各号に掲げる地域並びに人口五千未満の町村の区域」を「並びに前各号に掲げる地域」に改める。

第十八条及び第十九条を削る。

第十七条第一項中「又は第十五条」を「から第六条まで、第十七条又は前条第一項」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「対し、」の下に「これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定めて、これらの除却その他」を加え、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「その措置」を「これらの措置」に改め、同条第十九条とする。

第十六条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「第十八条」を「第十五条」に、「第八条」を「第九条」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条を削る。

第十三条中「青森県屋外広告物審議会」を「青森県景観形成審議会」に改め、同条第二号中「第七条第二項第一号」を「第八条第二項第一号」に、「同条第三項各号並びに第十一条」を「第三項各号並びに第四項並びに第十二条」に改め、同条を第十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

(管理者等の届出)

第十四条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、その氏名若しくは名称又は住

所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第十五条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

一 第十条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。

二 第十一条第一項の規定に違反したとき。

三 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により許可を受けたとき。

第十二条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「第七条第四項若しくは第五項」を「第八条第五項若しくは第六項」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を

第十一条とする。

第九条第一項中「第七条第四項若しくは第五項」を「第八条第五項若しくは第六項」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、「前三条」を「第四条から第六条まで」に改め、同項第二号中「公園」を削り、同条第二項中「これを掲出する物件に」を「掲出物件に」に、「前条」を「第六条」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「掲出する物件」を「掲出する掲出物件」に改め、同項第六号中「前条」を「第六条」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「これを掲出する物件に」を「掲出物件に」に改め、同項第一号及び第二号中「物件で」を「掲出物件で、」に改め、同条第六項中「前三条」を「第四条から第六条まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「物件」を「掲出物件」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出をした政治団体がその政治活動のため表示する広告物又はこれを掲出する掲出物件（はり紙、はり札、広告の用に供する旗、立看板その他これらに類する広告物又は掲出物件に限る。）で、規則で定める基準に適合するものについては、第六条の規定は、適用しない。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（指定等の告示）

第七条 前三条の規定による指定並びにこれの解除及び変更は、告示により行わなければならない。

第二十条及び第二十一条から第二十五条までの規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第二十六条を削る。

第二十七条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第三章 屋外広告業

（屋外広告業の登録）

第二十七条 屋外広告業を営むつとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営むつとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
第二十八条から第三十条までを次のように改める。

(登録の申請)

第二十八条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

五 営業所ごとに選任される第三十五条第一項に規定する業務主任者の氏名

2 前項の申請書には、登録申請者が第三十条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
い。

(登録の実施)

第二十九条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第三十条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者(第二十七条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第三十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

三 第三十九条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同じの能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 営業所ごとに第三十五条第一項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

第三十九条の見出しを削り、同条中「前三条」を「第四十六条から前条まで」に、「各本条」を「各本条」に改め、同条を第五十条とする。

第三十八条を削る。

第三十七条第一号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第三号中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十五条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第三十七条第六号及び第七号を削り、同条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第四十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十六条の前の見出しを削り、同条中「知事の」を削り、同条を第四十七条とする。

第三十五条を第四十五条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第五章 罰則

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第一項又は第三項の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- 二 不正の手段により第二十七条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 三 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者

第三十四条第二項中「第十四号まで」を「第十二号まで及び第十四号」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十三条第一項中「第三十条第一項の規定により講習を受けようとする者は、手数料四千元」を「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第二十七条第一項の規定による屋外広告業の登録を受けようとする者
屋外広告業登録申請手数料 一万円
- 二 第二十七条第三項の規定による屋外広告業の更新の登録を受けようとする者
屋外広告業更新登録申請手数料 一万円
- 三 第四十一条第一項の規定による講習を受けようとする者
屋外広告講習受講手数料 四千元

第三十三条を第四十三条とし、第三十二条を第三十八条とし、同条の次に次の三条、章名及び一条を加える。

(登録の取消し等)

第三十九条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第二十七条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二 第三十条第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。

三 第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

2 第三十条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

第四十条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(講習会)

第四十一条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

第四章 雑則

(報告及び検査)

第四十二条 知事は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、若しくはこれらを管理する者に対し、報告をさせ、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物内に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、屋外広告業者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 - 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第三十一条の見出しを「(業務主任者の設置)」に改め、同条第一項中「知事が開催する講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者(以下「講習会修了者等」という。)を置かなければ」を「次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければ」に改め、第三号を削り、第二号を第三号とし、同項第一号中「他の」を「法第十条第二項第三号口の規定により、」に、「の行う講習会の修了者」を「が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 一 法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- 第三十一条第一項第四号中「講習会の修了者」を「前三号に掲げる者」に改め、同条第二項を次のように改める。
- 2 屋外広告業者は、前項に規定する業務主任者に次に掲げる業務の総括に関する業務を行わせなければならない。
 - 一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
 - 二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
 - 三 第二十七条に規定する帳簿の記載に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、営業所における業務の適正な実施の確保に関すること。
- 第三十一条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(標識の掲示)

第三十六条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十七条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

第三十条の次に次の四条を加える。

(変更の届出)

第三十一条 屋外広告業者は、第二十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、規則で定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第二十九条第二項の規定は、前項の規定による登録について準用する。

(廃業等の届出等)

第三十二条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 県内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第三十三条 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第三十九条第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿につき、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第三十四条 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

本則に次の一条を加える。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第三十六条の規定による標識を掲げない者

三 第三十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の青森県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第二十九条第一項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者は、この条例の施行の日から六月間（当該期間内に改正後の青森県屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第三十条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、改正後の条例第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第三十一条第一項に規定する講習会修了者等である者は、改正後の条例第三十五条第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第五号中「第七条第四項」を「第八条第五項」に、「物件」を「掲出物件」に改め、同条第六号中「第七条第五項」を「第八条第六項」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第七号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第八号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第十一号及び第十二号を削り、同条第十号中「第十七条第一項の規定による」を「第十九条第一項の規定による広告物及び掲出物件の表示及び設置の停止の命令並びにこれらの除却その他」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 第四号から第七号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第十四条第一項の規定による広告物及び掲出物件の管理者の設置の届出の受理、同条第二項の規定による広告物及び掲出物件の表示者及び設置者並びに管理者の氏名及び名称並びに住所の変更の届出の受理、同条第三項の規定による広告物及び掲出物件の滅失の届出の受理並びに同条第四項の規定による広告物及び掲出物件の表示者及び設置者並びに管理者の変更の届出の受理に關すること。

十 第四号から第七号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第十五条の規定による許可の取消しに關すること。

第五条第十四号を削り、同条第十三号中「前号」を「第八号まで及び第十号から第十二号」に、「第二十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 屋外広告物条例第三十八条の規定による良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止のため必要な指導、助言及び勧告に關すること。

第五条第十五号を次のように改める。

十五 第十三号に掲げる事務に係る屋外広告物条例第四十二条第二項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問に關すること。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の三中「県営住宅の」の下に「令第八条第二項の表の上欄に掲げる年度の」を加え、「令第八条第二項の表の上欄」を「同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄」に、「同表の下欄」を「それぞれ同欄」に、「第九条第一項本文」を「同項本文」に改める。

第二十八条第一項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県営住宅条例第十条の三の規定は、平成十九年度以降の年度の毎月の家賃について適用する。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項を削る。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三条中「法」を「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）」に、「第一条第一項第一号から第三号まで」を

「第一条第一号及び第二号」に改める。

第四条の見出しを「(組織)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「公営企業局」を「県土整備部」に改める。

第六条中「第二百四十三条の二第四項」を「第二百四十三条の二第八項」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「職員の給与に関する条例第九条の二又は」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号。以下この項において「平成十八年改正条例」という。(第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例)に改め、「除く。」「の下に」又

は平成十八年改正条例附則第十五項の規定により地域手当の支給を受けていたもの(同項の規定により、当該前日をもって地域手当の支給を終わることとなる者を除く。))を加え、「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県水族館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県水族館条例の一部を改正する条例

青森県水族館条例（昭和五十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（設置）

第一条 観光の振興を図るとともに、魚類、海獣等との触れ合いを通じた学習の機会を提供するため、青森市に青森県営浅虫水族館（以下「水族館」という。）を設置する。

（業務）

第二条 水族館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 魚類、海獣等の飼育及び展示に関すること。
- 二 魚類、海獣等に関する学習のために必要な助言に関すること。
- 三 魚類、海獣等に関する情報の収集及び提供に関すること。

四 その他水族館の運営に関し必要な業務

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、四二一人」を「三、三三一人」に、「二一六人」を「二二二人」に、「一、二五五人」を「一、一五三一人」に、「三、五八三一人」を「三、五一八一人」に、「六、一三一人」を「五、九六七一人」に、「二四、五〇二人」を「二四、一八八一人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県条例第四十四号

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「七十五円」を「百二十円」に、「六十円」を「百円」に、「百五十五円」を「二百五十円」に、「百二十五円」を「二百円」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県立郷土館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県立郷土館協議会条例の一部を改正する条例

青森県立郷土館協議会条例（昭和四十八年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十五人」を「十二人」に改める。

附則

青森県知事 三 村 申 吾

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
青森県青森警察署	青 森 市	青森市（青森県青森南警察署の管轄区域を除く。） 戸町（みちのくトンネル内の区域に限る。）
青森県青森南警察署	青 森 市	青森市のうち青森市浪岡の区域（青森空港の区域を除く。）
青森県外ヶ浜警察署	東津軽郡外ヶ浜町	東津軽郡のうち、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
青森県大間警察署	下北郡大間町	下北郡のうち、大間町、佐井村、風間浦村
青森県むつ警察署	む つ 市	むつ市、下北郡のうち東通村

青森県野辺地警察署	上北郡野辺地町	上北郡のうち、野辺地町、横浜町、東北町（東北町、三沢市及び六ヶ所村のそれぞれの境界線の交点から六ヶ所村大字倉内字前田七十五番十地先までの東北町と六ヶ所村の境界線からこの境界線に平行に小川原湖側へ五百メートル進んだ線までの水域に限る。）、六ヶ所村
青森県弘前警察署	弘前市	弘前市、中津軽郡、南津軽郡のうち藤崎町
青森県鰺ヶ沢警察署	西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡
青森県つがる警察署	つがる市	つがる市
青森県五所川原警察署	五所川原市	五所川原市、北津軽郡のうち、鶴田町、中泊町
青森県板柳警察署	北津軽郡板柳町	北津軽郡のうち板柳町
青森県黒石警察署	黒石市	黒石市、平川市、南津軽郡のうち、大鰐町、田舎館村
青森県八戸警察署	八戸市	八戸市、三戸郡のうち階上町
青森県三戸警察署	三戸郡三戸町	三戸郡のうち、三戸町、田子町、南部町
青森県五戸警察署	三戸郡五戸町	三戸郡のうち、五戸町、新郷村
青森県十和田警察署	十和田市	十和田市、上北郡のうち六戸町（青森県三沢警察署の管轄区域を除く。）
青森県七戸警察署	上北郡七戸町	上北郡のうち、七戸町（青森県青森警察署の管轄区域を除く。）、東北町（青森県野辺地警察署及び青森県三沢警察署の管轄区域を除く。）
		三沢市、上北郡のうち、おいらせ町、六戸町（大字犬落瀬字堀切沢二十三番一、二十四番から二十八番まで、二十九番一、二十九番二、三十番、三十一番、三十二番一、三十三番一、三十四番一、五十七番一、五十七番二、五十八番一、五十八番二、五十九番七、五十九番十二から

青森県三沢警察署	三沢市	<p>五十九番十五まで、五十九番十七から五十九番二十二まで、五十九番二十七から五十九番二十九まで、五十九番三十一、五十九番五十八、五十九番六十七、五十九番七十六から五十九番八十四まで、五十九番八十六から五十九番百まで、五十九番百十一から五十九番百十七まで、六十番四、六十番七から六十番十二まで、六十番二十一、六十番三十八、六十番四十から六十番四十三まで、六十番四十六、六十番四十九、六十番五十三、六十番六十三、六十番百四十二、六十番百六十五から六十番百六十九まで、六十番百七十一、六十番百七十六、六十番百七十七、六十番百八十四、六十番百八十八、六十番二百、六十番二百五から六十番二百七まで、六十番二百十、六十番二百十七、六十番二百五十四、六十番二百十六、六十番三百十九から六十番三百二十七まで、六十番三百二十九、六十番三百三十、六十番三百三十三から六十番三百四十一まで、六十番五百六十三から六十番五百六十七まで、六十番五百八十六、六十番六百七十八から六十番六百八十まで、六十番六百九十六、六十番七百、六十番八百九十五、六十番八百九十七及び六十番千四に限る。）、東北町（東北町、三沢市及び六ヶ所村のそれぞれの境界線の交点から東北町大字大浦字母衣平出生七十三番三地先までの東北町と三沢市の境界線からこの境界線に平行に小川原湖側へ五百メートル進んだ線までの水域に限る。）</p>
----------	-----	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(青森県警察署協議会条例の一部改正)

2 青森県警察署協議会条例（平成十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

青森県青森警察署協議会

青森県青森南警察署協議会

青森県外ヶ浜警察署協議会

青森県大間警察署協議会

青森県むつ警察署協議会

青森県野辺地警察署協議会

青森県弘前警察署協議会

青森県鱒ヶ沢警察署協議会

青森県つがる警察署協議会

青森県五所川原警察署協議会

青森県板柳警察署協議会

青森県黒石警察署協議会

青森県八戸警察署協議会

青森県三戸警察署協議会

青森県五戸警察署協議会

青森県十和田警察署協議会

青森県七戸警察署協議会

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「一九五人」を「一九六人」に、「六三〇人」を「六三六人」に、「六五〇人」を「六五六人」に、「六六九人」を「六七六人」に、「二、二四〇人」を「二、二六〇人」に、「二、六三九人」を「二、六五九人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

- 九 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による性風俗関連特殊営業の営業等の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付に関する事務

別表に次のように加える。

<p>十四 法第二十七条第四項又は第三十一条の二第四項の規定による法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書の提出があった旨を記載した書面</p>	<p>性風俗関連特殊営業届出確認手数料</p>	<p>イ 法第二条第六項又は第九項の営業を営もうとする者</p> <p>ロ 法第二条第七項第一号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの</p> <p>ハ 法第二条第七項、第八項若しくは第十項の営業を営もうとする者（ロに掲げる者を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百十九号）附則第三条第二項の規定により法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二</p>	<p>一万千九百円</p> <p>三千四百円に、届出を受けた受付所一箇所ごとに八千五百円を加算した額</p> <p>三千四百円</p>
--	-------------------------	---	---

<p>十五 法第二十七条第四項又は第三十一条の二第四項の規定による法第二十七条第二項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)(又は第三十一条の二第二項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。))の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けよつとする者</p>	<p>性風俗関連 特殊営業届 出確認書書 換え交付等 手数料</p>	<p>第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる者</p> <p>変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合</p>	<p>千九百円に、届出を受けた受付所一箇所ごとに八千五百円を加算した額</p>
<p>十六 法第二十七条第四項又は第三十</p>	<p>性風俗関連 特殊営業届</p>	<p>その他の場合</p>	<p>千二百円</p>

<p>一条の二第四項の届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付を受けようとする者</p>	<p>出確認書再 交付手数料</p>	
--	------------------------	--

附 則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十二条第四号」を「第二十二条第五号」に改める。

第二十一条中「第二条第九項第三号」を「第二条第十一項第三号」に改め、同条を第二十五条とし、第二十一条を第二十四条とする。

第二十条中「第十七条」を「第二十条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条中「第十七条」を「第二十条」に改め、同条を第二十一条とし、第十五条から第十八条までを三条ずつ繰り下げ、第十四条の次に次の三条

を加える。

(受付所営業の禁止区域に係る施設)

第十五条 法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第十条各号に掲げる施設とする。

(受付所営業の禁止地域)

第十六条 受付所営業は、別表第四に掲げる地域内においては、営んではならない。

(受付所営業の営業時間の制限)

第十七条 受付所営業は、深夜においては、営んではならない。

別表第三中「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

別表第四中「第十七条」を「第十六条、第二十条」に改める。

附則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第五十号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第二条の規定に基づき行う同法第三条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第五十一条の八第一項の規定による登録並びに新法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付、同項第一号イの規定による講習及び同号口の規定による認定に関する事務」を削り、第十四号を第十六号とし、第二号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第五十一条の八第一項の規定による登録及び同条第六項の規定による登録の更新に関する事務

三 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付、同項第一号イの規定による講習及び同号口の規定による認定に関する事務
別表中第二十号から第二十三号までを削り、第十九号を第二十四号とし、第二号から第十八号までを五号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の五号を加える。

<p>二 法第五十一条の八第一項の規定による登録を受けようとする者</p>	<p>確認事務委 託対象法人 登録申請手 数料</p>		<p>二万三千元</p>
<p>三 法第五十一条の八第六項の規定による登録の更新を受けようとする者</p>	<p>確認事務委 託対象法人 登録更新申 請手数料</p>		<p>二万三千元</p>
<p>四 法第五十一条の十</p>	<p>駐車監視員</p>	<p>イ 口及び八以外の場合</p>	<p>九千九百円</p>

三 第一項の規定による 駐車監視員資格者 証の交付を受けよう とする者	資格者証交 付申請等手 数料	口 書換え交付の場合 八 再交付の場合	二千五百円 二千円
	五 法第五十一条の十 三 第一項第一号イの 規定による講習を受 けようとする者	駐車監視員 資格者講習 受講手数料	
六 法第五十一条の十 三 第一項第一号ロの 規定による認定を受 けようとする者	駐車監視員 資格者認定 申請手数料		四千五百円

別表の備考の第二号及び第三号中「第十号」を「第十五号」に改め、同備考の第四号及び第五号中「第十二号」を「第十七号」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

青森県社会福祉研修所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県社会福祉研修所条例を廃止する条例

青森県社会福祉研修所条例（昭和五十年三月青森県条例第四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県母子福祉センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県母子福祉センター条例を廃止する条例

青森県母子福祉センター条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

辺地における県有役肉用雌牛の無償貸付け等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県条例第五十三号

辺地における県有役肉用雌牛の無償貸付け等に関する条例を廃止する条例

辺地における県有役肉用雌牛の無償貸付け等に関する条例（昭和三十五年八月青森県条例第三十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県青年の家設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県青年の家設置条例を廃止する条例

青森県青年の家設置条例（昭和三十四年三月青森県条例第二十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「相坂川」を「奥入瀬川」に、「百石町字新田十八の四番四号」を「おいらせ町新田十八番四」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表商工観光労働委員会の項を次のように改める。

商工労働エネルギー委員会	商工労働部、エネルギー総合対策局及び労働委員会の所管に属する事項	八人
--------------	----------------------------------	----

第一条の表建設公営企業委員会の項を次のように改める。

建設委員会	県土整備部及び収用委員会の所管に属する事項	九人
-------	-----------------------	----

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県議会委員会条例第一条に規定する次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員として選任された者は、改正後の青森県議会委員会条例第一条に規定する同表の下欄に掲げる常任委員会の委員として選任された者とみなす。

商工観光労働委員会	商工労働エネルギー委員会
建設公営企業委員会	建設委員会

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例（昭和三十三年十二月青森県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十一人」を「四十八人」に改める。

第二条中「第十五条第三項」を「第十五条第二項、第三項、第四項前段」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

青森市	選挙区	選挙区	議員数
青森市	三戸郡	三戸郡	三人
青森市	上北郡	上北郡	四人
青森市	北津軽郡	北津軽郡板柳町 北津軽郡鶴田町	一人
青森市	南津軽郡	南津軽郡藤崎町 南津軽郡田舎館村	一人
青森市	西津軽郡	西津軽郡	一人
青森市	東津軽郡	東津軽郡	一人
青森市	十人		

平川市	つがる市	むつ市	三沢市	十和田市	五所川原市	黒石市	八戸市	弘前市
平川市 南津軽郡大鰐町	つがる市	むつ市 下北郡	三沢市	十和田市	五所川原市 北津軽郡中泊町	黒石市	八戸市	弘前市 中津軽郡
二人	一人	三人	一人	二人	三人	一人	八人	六人

附 則

1 この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。

2 青森県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十六年十二月青森県条例第六十八号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に県議会議員の職にある者に係る県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数については、その

任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭